

なぜ公明党は 集団的自衛権で 合意できたのか



またがわかず
北側一雄
公明党副代表

なぜ今、集団的自衛権が論議となるのか。それは日本を取り巻く安全保障環境が、厳しさを増しているからです。

北朝鮮はミサイル発射実験を繰り返す。しかも核開発疑惑もあります。中国は国防費を毎年二桁の割合で増やし、東シナ海、南シナ海での海洋進出も顕著です。こうした状況下で、万一の事態に備えて日本国民をどう守るかという課題に直面していると言わざるを得ません。

しかし、日本は中国のように国防費を増やすわけにはいきませんし、それが良いとも思いません。ではどうするか。一番のポイントは、日米の防衛協力体制を強化し、信頼性を高めていくことです。有事だけでなく、平時から訓練を行い、隙間のない態勢を作り上げ、抑止力を高

める必要があります。

しかし、憲法九条が従来の解釈のままでは、対処が困難となる場合があります。たとえば日本防衛のために我が国近海で警戒・監視活動をしている米艦に攻撃があった場合、少なくともその攻撃を排除できなくてはなりません。そうしたことに適切に対処できるように、憲法解釈と法整備を整える必要があるのです。

ただし日本は法治国家ですから、集団的自衛権の行使が憲法を逸脱してはいけません。憲法九条は、一項で「戦争の放棄」、二項で「戦力の不保持」を規定していますが、自衛の措置がどこまで許されるかについては法文上は明らかではなく、解釈に委ねられてきました。国連憲章第五十一条で国連加盟国が持ついわゆる

集団的自衛権は、他国防衛の権利を含んでおり、日本の憲法九条の下でこれを全面的に容認することはできません。

● 高村副総裁との理念共有

従来の憲法解釈の枠内で、過去の憲法九条と自衛権に関する政府解釈と矛盾しないように論理的整合性を保つにはどうすればいいのか。

私が着目したのは、一九七二年の政府見解でした。自衛の措置について、国民の生命や自由、幸福追求権が「根底から覆されるという急迫、不正の事態」に限って容認される、と書かれています。憲法九条の下で許される限界の部分を、七二年見解は明快に示しています。安全保障法制整備に関する与党協議会で精力的に論議するとともに、座長の高村正彦自民党副総裁と内閣法制局の横島裕介長官とは何度も会って議論を深めました。その結果、七二年見解をベースとすることで一致しました。

そして二〇一四年七月一日の閣議決定では、武力行使の新三要件で公明党が主張した七二年見解を行使容認の根拠とす

る文言がそのまま反映されています。

(一) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

(二) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと

(三) 必要最小限度の実力行使にとどまること

日本近海の米艦に対する攻撃の排除なども、他国防衛のためではなく、あくまで自国防衛のための自衛の措置に限りません。また、七二年見解の「基本的な論理は、憲法第九条の下では今後とも維持されなければならない」との部分も閣議決定に明記し、九条解釈の限界を明らかにしました。私は、かなり厳格な歯止めが掛けられたと思います。

自民党の中には、他国で認められているようなフルサイズの集団的自衛権の行使容認を主張する方もいます。しかし高村さんは、自民党の一部にあるそうした

考え方や、安倍晋三総理大臣の私的諮問機関の安保法制懇(安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会)の見解とも一線を画していました。高村さんと基本的な理念を共有できたことは、合意形成の上で非常に大きかったと思います。

● 公明党が与党だからこそ歯止め

一方、安保法制懇は報告書で「個別の行使は禁じられていない」「国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上、合法的活動には憲法上の制約はない」と提言しています。しかし、五月十五日に報告書が提出された直後の記者会見で、安倍総理は「これまでの政府解釈と論理的に整合しない。私は憲法がこうした活動のすべてを許しているとは思えない」と語り、政府として採用しませんでした。この一言も大きかったと思います。

閣議決定後の七月十四日、衆議院予算委員会では質問に立ちましたが、安倍総理は「湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからは決してない」と断言されています。従って、

「海外派兵が許されてしまうのではないか」「武力行使の範囲が広がるのではないか」などという批判は、杞憂です。

与党協議の過程において、公明党の地方組織や支持者から不安の声が挙がったのは事実です。しかし、憲法九条の規範が維持された閣議決定がなされ、しっかりと説明してきたことで理解は進んでいます。公明党が与党だからこそ、厳格な三要件を定めることができ、専守防衛、平和主義の理念は維持されたと思います。この新三要件に該当するケースは、総理や内閣法制局長官が答弁しているように、「我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らか」な場合で、よほど限局的な事態と考えられます。

日本は、これまで個別の自衛権を発動したことさえありません。ましてや、集団的自衛権を行使するような局面など本来作ってはならないと思います。あくまで備えであり抑止力です。同時に、今後もしも日中、日韓の二国間の関係改善をはじめ、平和外交努力を継続していくことは言うまでもありません。